

第134期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2019年3月27日(水曜日)
午前10時

開催
場所

千葉県市川市市川南二丁目8番8号
当会社 本店

京葉瓦斯株式会社

証券コード：9539

ほっと、人、あんしん。



KEIYO GAS

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役及び
退任監査役に対し
退職慰労金贈呈並びに
取締役及び監査役に対し
退職慰労金制度廃止に
伴う打ち切り支給の件
- 第6号議案 取締役及び監査役の
報酬額改定の件

目次

■ 株主の皆さまへ	1
■ 第134期定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役10名選任の件	6
第4号議案 監査役1名選任の件	12
第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに取締役及び監査役に対し退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	13
第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件	15
添付書類	
■ 事業報告	16
■ 計算書類	30
■ 連結計算書類	33
■ 監査報告書	36
ご参考	
■ トピックス	42
■ 株主さまへのご案内	44

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第134期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当期の売上高につきましては、全社一丸となって都市ガス・電気の拡販に努めた結果、前期に比べ増収となりました。一方、原材料費が増加したことなどにより、営業費用も増加した結果、経常利益及び当期純利益につきましては減益となりました。

期末配当につきましては、継続的な安定配当の実施という基本方針のもと、普通株式1株につき25円とさせていただきたいと存じます。

当社は、2018年11月に策定した新たな中期経営計画に掲げる諸施策を着実に遂行し、厳しい経営環境下においてもお客さまや社会から信頼され、選ばれ続ける企業を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

羽生弘

(証券コード：9539)
2019年3月7日

株 主 各 位

千葉県市川市市川南二丁目8番8号
京 葉 瓦 斯 株 式 会 社
代表取締役社長 羽 生 弘

第134期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第134期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2019年3月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2019年3月27日（水曜日）午前10時

2. 場 所 千葉県市川市市川南二丁目8番8号
当会社 本店

**3. 目的事項
報告事項**

1. 第134期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第134期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
	第2号議案	定款一部変更の件
	第3号議案	取締役10名選任の件
	第4号議案	監査役1名選任の件
	第5号議案	退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに取締役及び監査役に対し退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
	第6号議案	取締役及び監査役の報酬額改定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。
なお、監査役及び会計監査人が監査した計算書類及び連結計算書類は、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載した個別注記表及び連結注記表を含んでおります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：<https://www.keiyogas.co.jp/>

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、ガス事業を中心とする公共性の高い業種であることから、企業収益の配分につきましては、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定配当の維持継続を基本方針としております。

この基本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額272,342,875円

(注) 中間配当金は1株につき5円をお支払いいたしましたが、これは2018年7月1日付で実施した5株を1株とする株式併合後の基準で換算しますと1株につき25円となります。これにより、中間配当金を含めた当期の配当金は、1株につき50円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年3月28日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

変化の激しい経営環境下において、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立するため、現行定款第21条（任期）に定める取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更部分は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)

第3号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、今回の提案は、手続の公平性・透明性を確保するため、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性
1	菊池 節	代表取締役会長	再任
2	羽生 弘	代表取締役社長 社務全般、企画部・内部統制室管掌	再任
3	丸山 京治	常務取締役 営業本部長	再任
4	山浦 信介	常務取締役 総務部・人事部管掌	再任
5	江口 孝	常務取締役 情報システム部・経理部・資材部管掌	再任
6	船木 隆志	取締役 企画部長	再任
7	古市 聖一	取締役 営業本部長補佐、営業企画部長	再任
8	安田 明洋	取締役 供給本部長補佐、供給企画部長	再任
9	前川 渡	社外取締役	再任 社外 独立
10	森 隆男	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	きく ち みさお 菊池 節 1950年4月9日 再任	1976年11月 株式会社南悠商社監査役 1977年1月 高萩炭礦株式会社監査役 1997年1月 同社取締役副社長 2003年1月 株式会社南悠商社代表取締役副社長 2003年3月 当社取締役 2014年6月 パウダーテック株式会社代表取締役副会長 2016年6月 同社代表取締役会長（現任） 2016年8月 当社代表取締役副社長 2016年9月 株式会社南悠商社代表取締役社長（現任） 2016年10月 当社代表取締役会長（現任） 重要な兼職の状況 株式会社南悠商社代表取締役社長 パウダーテック株式会社代表取締役会長 公益財団法人菊池美術財団理事長	124,442株
	【取締役候補者とした理由】 他会社において代表取締役を務めるなど企業経営に関する豊富な経験を有し、2003年3月から当社取締役として、また、2016年10月から当社代表取締役会長として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	は ぶ ひろし 羽生 弘 1956年3月31日 再任	1979年4月 当社入社 2003年4月 当社企画部長 2007年3月 当社取締役企画部長 2011年3月 当社常務取締役供給本部長 2017年3月 当社代表取締役社長（社務全般、企画部・内部統制室管掌）（現任）	9,100株
	【取締役候補者とした理由】 供給部門・企画部門等において豊富な業務経験を有し、2007年3月から当社取締役として、また、2017年3月から当社代表取締役社長として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	まる やま きょう じ 丸山 京治 1958年3月2日 【再任】	1980年4月 当社入社 2006年4月 当社産業営業部長 2008年7月 当社エネルギー開発部長 2009年3月 当社取締役エネルギー開発部長 2011年3月 当社取締役営業本部長補佐、 エネルギー開発部長 2011年4月 当社取締役営業本部長補佐、 営業企画部長兼エネルギー開発部長 2012年4月 当社取締役営業本部長補佐、 リビング営業部長兼エネルギー開発部長 2012年7月 当社取締役営業本部長補佐、 リビング営業部長兼ホームサービス部長 2014年4月 当社取締役営業本部長補佐、 リビング営業部長 2015年3月 当社常務取締役営業本部長（現任）	6,000株
	【取締役候補者とした理由】 営業部門等において豊富な業務経験を有し、2009年3月から当社取締役として、また、2015年3月から当社常務取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	やま うら のぶ すけ 山浦 信介 1958年10月26日 【再任】	1982年4月 当社入社 2009年4月 当社お客さまサービス部長 2011年4月 当社人事部長 2013年3月 当社取締役人事部長 2017年3月 当社常務取締役 2018年7月 当社常務取締役（総務部・人事部管掌）（現任）	4,000株
	【取締役候補者とした理由】 人事部門・営業部門等において豊富な業務経験を有し、2013年3月から当社取締役として、また、2017年3月から当社常務取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	え ぐち たかし 江 口 孝 1961年3月6日 再任	1983年4月 当社入社 2010年4月 当社経理部長 2013年3月 当社取締役経理部長 2015年3月 当社常務取締役 2017年3月 当社常務取締役（情報システム部・経理部・資材部管掌）（現任）	8,349株
	【取締役候補者とした理由】 経理部門等において豊富な業務経験を有し、2013年3月から当社取締役として、また、2015年3月から当社常務取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
6	ふな き たかし 船木 隆志 1963年5月21日 再任	1986年4月 当社入社 2011年4月 当社技術研修センター部長 2013年4月 当社企画部長 2017年3月 当社取締役企画部長（現任）	900株
	【取締役候補者とした理由】 企画部門・総務部門等において豊富な業務経験を有し、2017年3月から当社取締役を務めており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
7	ふる いち せい いち 古市 聖一 1964年9月10日 再任	1987年4月 当社入社 2015年4月 当社広報部長 2015年7月 株式会社アクセス専務取締役（出向） 2016年8月 株式会社アクセス代表取締役社長（出向） 2017年3月 当社取締役営業本部長補佐、 営業企画部長（現任）	1,300株
	【取締役候補者とした理由】 営業部門等における豊富な業務経験や当社グループ会社における企業経営の経験を有し、2017年3月から当社取締役を務めており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
8	やす だ あき ひろ 安田 明洋 1965年10月8日 再任	1988年4月 当社入社 2016年4月 当社供給企画部長 2017年3月 当社取締役供給本部長補佐、 供給企画部長兼導管建設部長 2018年1月 当社取締役供給本部長補佐、 供給企画部長（現任）	2,300株
	【取締役候補者とした理由】 企画部門・供給部門等において豊富な業務経験を有し、2017年3月から当社取締役を務めており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
9	まえ かわ わたる 前川 渡 1950年2月10日 再任 社外 独立	1980年5月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1998年1月 前川法律事務所開設 所長（現任） 2003年5月 株式会社ポイント（現、株式会社アダストリア） 社外監査役（現任） 2004年4月 第一東京弁護士会副会長 2015年3月 当社取締役（現任） 重要な兼職の状況 前川法律事務所所長 株式会社アダストリア社外監査役	1,100株
	【社外取締役候補者とした理由】 弁護士として高度な専門性を有し、2015年3月から当社社外取締役を務めており、その豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	氏名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
10	もり たか お 森 隆 男 1958年9月25日 再任 社外 独立	1991年3月 公認会計士登録 2001年7月 公認会計士森隆男事務所開設 所長（現任） 2003年5月 税理士登録 2013年9月 青南監査法人社員 2015年6月 株式会社アイセイ薬局社外取締役 2016年3月 当社取締役（現任） 2018年1月 青南監査法人代表社員（現任） 重要な兼職の状況 公認会計士森隆男事務所所長 青南監査法人代表社員	800株
	【社外取締役候補者とした理由】 公認会計士及び税理士として高度な専門性を有し、2016年3月から当社社外取締役を務めており、その豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 当社は、取締役候補者菊池節氏が代表となっている各法人と取引関係があります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありませんが、前川渡氏の所属する法律事務所と当社との間には、法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託の取引関係があります。
3. 前川渡、森隆男の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
4. 前川渡氏の当社社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって4年、森隆男氏の当社社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、前川渡、森隆男の両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。両氏の再任がご承認された場合、当社は両氏との間で上記の契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役磯村章吾氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、今回の提案は、手続の公平性・透明性を確保するため、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の審議を経ております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
こいざわ かずあき 小井澤 和明 1954年3月1日 新任	1978年4月 通商産業省（現、経済産業省）入省 1998年7月 中部経済産業局資源エネルギー部長 2000年6月 地域振興整備公団地域産業振興部長 2002年7月 関東経済産業局資源エネルギー部長 2004年7月 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 新エネルギー技術開発部長 2007年7月 同機構理事 2010年8月 資源エネルギー庁国際戦略交渉官 2011年7月 経済産業省退職 2011年9月 当社入社 2012年3月 当社取締役企画部長 2013年3月 当社常務取締役 2017年3月 当社常務取締役供給本部長（技術研修センター管掌）（現任）	4,100株
【監査役候補者とした理由】 企画部門・供給部門等において豊富な業務経験を有し、2012年3月から当社取締役として、また、2013年3月から当社常務取締役として経営を担っており、その豊富な経験と見識を当社の経営に対する監査・監督に活かすため、監査役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 小井澤和明氏が監査役に選任された場合には、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額となります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに 取締役及び監査役に対し退職慰労金制度廃止に伴う 打ち切り支給の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます小井澤和明氏並びに監査役を退任されます磯村章吾氏に対し、その在任中の功労に報いるため、退職慰労金を、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

また、当社は、2019年2月14日の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、月額報酬に一本化することを決議いたしました。これに伴い、第3号議案をご承認いただいた場合に再任される取締役10名並びに任期中の監査役3名に対し、本定時株主総会の終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で打ち切り支給いたしたいと存じます。なお、その支給の時期は取締役または監査役を退任する時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
小井澤 和明 こいざわ かずあき	2012年3月 当社取締役 2013年3月 当社常務取締役（現任）
磯村 章吾 いそむら しょうご	2015年3月 当社常勤監査役（現任）

退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
きくち みさお 菊池 節	2003年3月 当社取締役 2016年8月 当社代表取締役副社長 2016年10月 当社代表取締役会長（現任）
はぶ ひろし 羽生 弘	2007年3月 当社取締役 2011年3月 当社常務取締役 2017年3月 当社代表取締役社長（現任）
まる やま きょう じ 丸山 京 治	2009年3月 当社取締役 2015年3月 当社常務取締役（現任）
やま うら のぶ すけ 山浦 信 介	2013年3月 当社取締役 2017年3月 当社常務取締役（現任）
え ぐち たかし 江 口 孝	2013年3月 当社取締役 2015年3月 当社常務取締役（現任）
ふな き たか し 舩木 隆 志	2017年3月 当社取締役（現任）
ふる いち せい いち 古市 聖 一	2017年3月 当社取締役（現任）
やす だ あき ひろ 安田 明 洋	2017年3月 当社取締役（現任）
まえ かわ わたる 前川 渡	2015年3月 当社社外取締役（現任）
もり たか お 森 隆 男	2016年3月 当社社外取締役（現任）
やま だ ひで お 山田 英 男	2017年3月 当社常勤監査役（現任）
か が み とし お 加賀見 俊 夫	2004年3月 当社社外監査役（現任）
あお やぎ しゅん いち 青柳 俊 一	2010年3月 当社社外監査役（現任）

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

現在の取締役及び監査役の報酬額は、1989年3月30日開催の第104期定時株主総会において、取締役の報酬額を月額1,800万円以内、監査役の報酬額を月額300万円以内とそれぞれご承認いただき今日に至っておりますが、今般、退職慰労金制度の廃止及び取締役の報酬の業績連動強化等を目的として、取締役の報酬額を月額2,200万円以内（うち社外取締役分は月額100万円以内）、監査役の報酬額を月額400万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

ただし、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、今回の提案は、手続の公平性・透明性を確保するため、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の審議を経ております。

現在の取締役は11名（うち社外取締役2名）、監査役は4名ですが、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役2名）、監査役は4名となります。

以 上

1. 会社の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

当期の我が国経済は、堅調な企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移したものの、海外における通商問題、新興国等の経済・政策に関する不確実性等による影響もあり、先行きはやや不透明な状況となっております。

エネルギー業界におきましては、電力・ガス小売り全面自由化により、業界の枠を越えた企業の提携が進むなど、エネルギー事業者間の競争が激化しており、当社を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

このような状況のなか、当社は2016年からの3カ年を実施期間とする中期経営計画の目標達成に向けて、諸施策に着実に取り組んでまいりました。

保安の高度化と供給基盤の強靱化につきましては、緊急保安研修センターを活用した教育・訓練の実施による緊急保安業務の高度化に取り組むとともに、将来にわたる原料調達の安定化を目的に、大多喜ガス株式会社と共同で「なのはなパイプライン株式会社」を設立いたしました。

サービス価値の向上につきましては、これまでのガス・電気の販売メニューに加え、戸建住宅で新たに当社の都市ガスをお使いいただくお客さま向けのガス料金プラン「おうちほっと」、使用量に関わらずお得になる低圧電気料金プラン「マイホームあかり・ライト」を新設いたしました。

また、「エネルギー供給事業を基盤に、新たな事業領域へ果敢に挑戦」をテーマとして、当社の経営資源を活用したオープンイノベーションによる新規ビジネスをスタートアップ企業と共創する「KEIYO GAS ACCELERATOR 2018」を開始し、新たな価値の創造に向けた取り組みを進めております。

以下、これらをはじめとする事業活動による当期の成果につきまして、ご報告いたします。

■ ガ ス

当期末における取付ガスメーター数は、前期末に比べ10,710件、1.2%増加の936,758件となりました。

また、当期におけるガス販売量は、前期に比べ2.2%減少の697,295千 m^3 となりました。

ガス販売量を用途別に見ますと、家庭用につきましては、春以降の気温が前年に比べ高めに推移した影響などにより、前期に比べ5.1%減少の288,929千 m^3 となりました。

また、業務用のガス販売量につきましては、猛暑の影響で商業用などの空調需要が増加した一

方で、工業用のお客さま設備の稼働が減少したことなどにより、前期に比べ0.1%減少の408,365千 m^3 となりました。

ガス事業売上高につきましては、原料費調整制度による販売単価の上方調整などにより、前期に比べ2.8%増加の696億61百万円となりました。

■ 受注工事

受注工事売上高は、前期に比べ3.6%減少の37億94百万円となりました。

■ その他

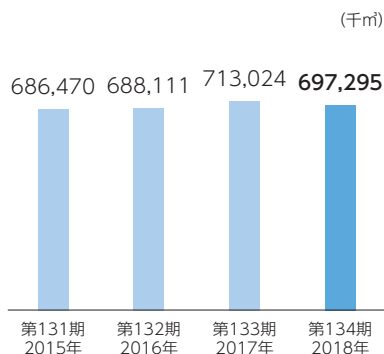
その他の事業の売上高は、電力小売りの売上高が増加したことなどにより、前期に比べ22.2%増加の108億93百万円となりました。

以上の結果、当期の売上高につきましては、前期に比べ4.7%増加の843億49百万円となりました。

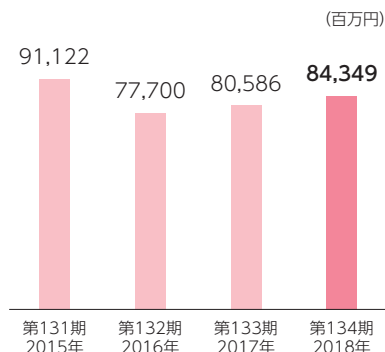
一方、費用につきましては、原料価格上昇の影響で原材料費が増加したことなどにより、営業費用は前期に比べ6.2%増加となりました。

この結果、営業利益は前期に比べ19.6%減少の37億76百万円、経常利益は17.0%減少の43億18百万円、当期純利益は15.1%減少の31億37百万円となりました。

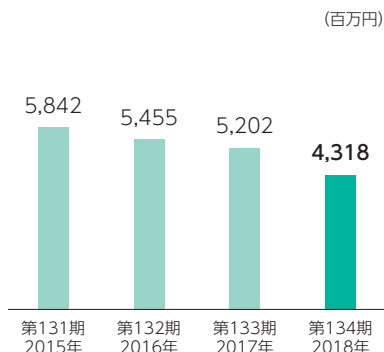
ガス販売量



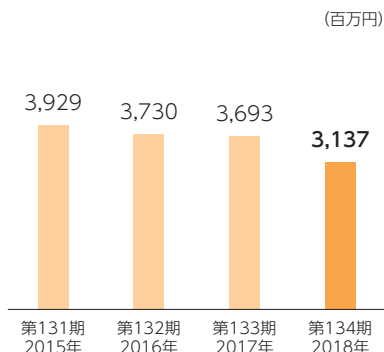
売上高



経常利益



当期純利益



② 設備投資等の状況

当期中における設備投資等の総額は、80億25百万円となりました。
その主な内容は、供給基盤の強靱化に向けた導管設備投資などです。

③ 資金調達の状況

長期借入金として5億円を借入れました。
なお、当期中における増資及び社債発行による資金調達はありません。

④ 対処すべき課題

電力・ガスの小売り全面自由化により、関東エリアにも新規参入者の進出が本格化するなど、今後も当社を取り巻く環境はより一層厳しくなることが予想されます。

こうした状況のなか、今後も当社が持続的に成長するために、これまで以上に地域のお客さまとの関係を強化し、お客さまの暮らしに貢献するという社会的な役割を果たすため、当社は「中期経営計画（2019－2021）」を策定いたしました。本中期経営計画においては、3年後のありたい姿として「変革と挑戦によりお客さまの豊かで快適な暮らしを支える新しい価値を創造して提供し続けている」を定め、その実現に向けて三つの事業課題を掲げました。

一つ目の課題は、「豊かで快適な暮らしに貢献」です。お客さまの豊かで快適な暮らしに貢献するため、都市ガス・LPG・電気といったエネルギー供給をはじめ、IoT等を活用した新たな機器・サービスや省エネ・生活関連情報の提供にオール京葉ガスで取り組んでまいります。

二つ目の課題は、「安心・安全のたゆまぬ追求」です。重大事故ゼロに向けた保安の高度化に資する各種施策に引き続き取り組むほか、生産供給設備の能力の増強や大規模地震発生時の早期復旧に向けた災害対策の推進等により供給基盤の強靱化を推進してまいります。

三つ目の課題は、「選択と集中による経営基盤の強化」です。エネルギーの料金競争に向けて、ICT活用の推進により業務プロセスや運営体制の改善を行い業務全般にわたる不断の効率化に努めるとともに、人材と保有資産を中心とした経営資源を最大限に活用してまいります。

当社は、これらの取り組みを通して企業価値の向上を図り、厳しい経営環境下においてもお客さまや社会から信頼され、選ばれ続ける企業を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

⑤ 財産及び損益の状況の推移

区 分	第131期 2015年	第132期 2016年	第133期 2017年	第134期 2018年
売上高 (百万円)	91,122	77,700	80,586	84,349
経常利益 (百万円)	5,842	5,455	5,202	4,318
当期純利益 (百万円)	3,929	3,730	3,693	3,137
1株当たり 当期純利益 (円)	360.64 (72.13)	342.39 (68.48)	339.02 (67.80)	287.96
総資産 (百万円)	90,184	91,293	94,992	94,697
純資産 (百万円)	55,756	59,263	62,802	63,579

(注) 当社は、2018年7月1日付で当社普通株式について5株を1株とする株式併合を実施しております。2015年度（第131期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。なお、()内は株式併合を行う前の金額です。

⑥ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
京葉ガス不動産株式会社	90 百万円	100.0 %	不動産の賃貸・仲介
京葉ガスカスタマーサービス株式会社	30	100.0	ガスメーターの受託検針
京和ガス株式会社	80	50.6	都市ガスの供給及び販売

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であり、持分法適用関連会社は3社であります。

当連結会計年度における売上高は前期に比べ4.6%増加の877億32百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ13.8%減少の36億92百万円となりました。

⑦ 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

都市ガスの製造、供給及び販売
ガス工事の施工
ガス機器の販売
電力の販売

⑧ 主要な営業所及び工場 (2018年12月31日現在)

本社所在地 千葉県市川市市川南二丁目8番8号
事務所所在地 千葉県市川市、船橋市、松戸市、柏市
製造所所在地 千葉県千葉市中央区
供給所所在地 千葉県松戸市、柏市、浦安市、白井市

⑨ 従業員の状況 (2018年12月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
826名 (前期末比増減 -11名)	42.8歳	19.8年

(注) 上記の従業員数は常勤の就業人員数であり、出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

⑩ 主要な借入先 (2018年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	31 億円
株式会社千葉興業銀行	15
株式会社みずほ銀行	13
みずほ信託銀行株式会社	5

⑪ その他の株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2019年2月14日開催の取締役会において、経営と業務執行を分離し、業務執行機能をより強化するため、執行役員制度を導入する旨の決議をしております。

執行役員制度の導入日：2019年3月27日（第134期定時株主総会終了後）

2. 会社の株式に関する事項 (2018年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,893,715株 (自己株式41,285株を除く。)
- ③ 株主数 1,264名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社南悠商事	3,300 千株	30.29 %
株式会社ケイハイ	968	8.89
京葉住設株式会社	600	5.51
株式会社千葉興業銀行	540	4.96
京葉プラントエンジニアリング株式会社	433	3.98
かもめガス株式会社	348	3.20
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	320	2.94
京葉都市開発株式会社	245	2.25
京葉瓦斯従業員持株会	220	2.02
株式会社みずほ銀行	210	1.93

(注) 持株比率は自己株式 (41,285株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

- ① 単元株式数の変更及び株式の併合について
 当社は、2018年7月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。また、同日付で、当社株式について5株を1株に併合するとともに、発行可能株式総数を2億株から4千万株に変更いたしました。
- ② 事業年度末における保有自己株式
 普通株式 41,285株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等 (2018年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	菊池 節	株式会社南悠商社代表取締役社長、パウダーテック株式会社代表取締役会長、公益財団法人菊池美術財団理事長
代表取締役社長	羽生 弘	社務全般、企画部・内部統制室管掌
常務取締役	小井澤 和明	供給本部長、技術研修センター管掌
常務取締役	丸山 京治	営業本部長
常務取締役	山浦 信介	総務部・人事部管掌
常務取締役	江口 孝	情報システム部・経理部・資材部管掌
取締役	船木 隆志	企画部長
取締役	古市 聖一	営業本部長補佐、営業企画部長
取締役	安田 明洋	供給本部長補佐、供給企画部長
取締役 (社外取締役)	前川 渡	前川法律事務所所長、株式会社アグストリア社外監査役
取締役 (社外取締役)	森 隆男	公認会計士森隆男事務所所長、青南監査法人代表社員
常勤監査役	磯村 章吾	
常勤監査役	山田 英男	
監査役 (社外監査役)	加賀見 俊夫	株式会社オリエンタルランド代表取締役会長 (兼) CEO、株式会社ミリアルリゾートホテルズ取締役相談役、株式会社テレビ東京ホールディングス社外監査役
監査役 (社外監査役)	青柳 俊一	株式会社千葉興業銀行代表取締役頭取CEO

(注) 1. 監査役青柳俊一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 取締役前川渡、取締役森隆男、監査役加賀見俊夫の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び監査役全員との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	185	143	41	9
監査役 (社外監査役を除く)	25	20	5	2
社 外 取 締 役	4	4	0	2
社 外 監 査 役	5	4	0	2

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

① 取締役 前 川 渡

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、前川法律事務所へ法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役として中立かつ客観的な視点から職務を遂行するとともに、当期に開催された取締役会12回中10回に出席し、必要に応じ、弁護士としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

② 取締役 森 隆 男

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当する事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役として中立かつ客観的な視点から職務を遂行するとともに、当期に開催された取締役会12回の全てに出席し、必要に応じ、公認会計士及び税理士としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

③ 監査役 加賀見 俊 夫

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、株式会社オリエンタルランド及び株式会社ミリアルリゾートホテルズへの都市ガスの供給・販売等を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

常勤監査役と連携を図りつつ、社外監査役として中立かつ客観的な視点から監査を実施するとともに、当期に開催された取締役会12回中10回及び監査役会4回の全てに出席し、必要に応じ、企業の経営者としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

④ 監査役 青 柳 俊 一

ア. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社は、株式会社千葉興業銀行から資金の借入れ等を行っております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

常勤監査役と連携を図りつつ、社外監査役として中立かつ客観的な視点から監査を実施するとともに、当期に開催された取締役会12回中11回及び監査役会4回中3回に出席し、必要に応じ、企業の経営者としての経験や見識に基づいた発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

東邦監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました監査法人青柳会計事務所（消滅法人）は、2018年7月2日付で東邦監査法人（存続法人）と合併し、名称を東邦監査法人に変更しております。

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当 社	24	0
連結子会社	—	0
計	24	0

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、取締役から算定根拠の説明を受けたほか、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積り額の妥当性等を考慮した結果、相当と判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるガス事業会計規則による旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の証明業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備にかかわる当社取締役会決議の内容は次の通りであります。

[取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]

- (1) 代表取締役は、法令、定款及び社会倫理に合致した企業倫理を遵守した事業活動が企業の存続・発展のために不可欠であることを自らが常に念頭に置いて業務を執行するとともに、全ての取締役・従業員に対してその重要性について継続的に周知徹底を図る。
- (2) 代表取締役及び取締役は、「企業行動基準」を遵守した職務の執行がコンプライアンス確立のための基盤となるとの認識に基づき、自らこれを率先垂範し、また、従業員がこれを継続的に実践するための体制として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの確保のための重要な方針ならびに諸施策の実施に関する事項等の審議や報告を行い、施策を定期的を実施する。
- (3) 法令等を遵守した職務の執行をサポートするための部署を設置するとともに、コンプライアンス上の問題について社内または外部の内部通報窓口に通報・相談することができる体制を整備・運用することにより、取締役及び従業員のコンプライアンス違反を未然に防止する。
- (4) 社長直轄の内部監査部署が法令等の遵守状況、職務の執行に係る適正性・有効性等の監査を定期的に行うとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、財務報告の信頼性を確保する。
- (5) 市民生活の秩序や安全に脅威を与え、企業の経済活動の障害となる活動を行う反社会的勢力から違法または不当な要求があった場合は、毅然とした態度で一切これを排除する。

[取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制]

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び社内規程に基づき、確実かつ適正に記録し、総務部長の責任の下、これらを保存及び管理する。
- (2) 前項の記録は、取締役及び監査役は常時閲覧できるものとし、そのために適切な方法により保存及び管理を行う。

[損失の危険の管理に関する規程その他の体制]

- (1) 当社の事業活動において生じる可能性のある様々なリスクに適切に対応するため、経営計画の策定にあたってこれらを総合的に評価し、各リスクに係る施策を決定し、遂行する。
- (2) 当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、その発生を防止し、または、発生時における迅速かつ適切な対応を行うため、社長または役付取締役を最高責任者とする管理体制を構築し、必要な施策を講じる。また、その他のリスクについては、それぞれについて規程・マニュアル等を整備し、また、必要な施策を講じることにより、これを管理する。

[取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制]

- (1) お客さま視点を根幹とした「経営理念」が当社の経営の拠り所であり、全ての業務遂行にあたって最も重要な判断指針であることを全ての取締役及び従業員に浸透させることにより、取締役の職務の執行が効率的かつ適正に行われることを確保する。
- (2) 原則として毎月1回、取締役会を開催し、経営の基本方針、業務執行に関する重要事項及び会社法で定められた事項について審議及び報告を行うことにより、取締役の効率的かつ適法な職務の執行を確保する。
- (3) 原則として毎週1回、常勤取締役による常勤取締役会を常勤監査役も出席のもとで開催し、主要な業務執行にかかわる協議・報告を行うことにより、効率的かつ適切な業務執行が行われることを確保する。
- (4) 継続的な成長を遂げるための戦略及び目標を定めた「中期経営計画」を策定し、また、これを確実に達成するために必要となる施策を盛り込んだ「年次計画」を策定することにより、具体的な職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (5) 日常の業務執行については、社内規程により、その権限を適正に配分し、また、そのルールを遵守した処理を行うことにより、効率的かつ適正な業務執行が行われることを確保する。

[当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制]

- (1) 子会社については、自主性を尊重した経営を行わせる一方、役員として当社の役員を派遣することなどを通じて業務執行取締役の職務執行を監視・監督することにより、子会社における業務の適正を確保する。

- (2) 子会社における重要な業務執行の決定にあたり、当社への報告を実施、または、当社が関与する体制を構築することにより、子会社における業務の適正を確保する。
- (3) 子会社におけるコンプライアンス上の問題について、子会社の役員及び従業員が当社または外部の内部通報窓口へ通報・相談することができる体制を整備・運用することにより、子会社における業務の適正を確保する。
- (4) 子会社のコンプライアンスの推進を効果的に実施するため、当社の社長及び子会社等の代表者をメンバーとする「コンプライアンス連絡会」を設置するとともに、当社のコンプライアンス担当部署が子会社のコンプライアンスの推進を支援する。

[監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項]

- (1) 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助するための組織として、取締役の指揮命令系統から独立した「監査役室」を設置し、また、専従スタッフを配置する。
- (2) 監査役室のスタッフの独立性を確保するため、当該スタッフの人事考課は監査役の意見に基づき行い、また、人事異動等に関しては監査役と協議の上実施する。
- (3) 当該スタッフは、専ら監査役の指揮命令を受け、監査役の職務の補助を行う。

[取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制]

- (1) 監査役は、取締役会への出席を通じて取締役からの報告を受けるほか、常勤監査役は、常勤取締役会及び重要な会議への出席、決裁書その他職務の執行に関する重要書類を閲覧し、また、何時でも必要に応じて取締役及び従業員に対して説明や報告を求めることができる。
- (2) 取締役及び従業員は、その職務の執行状況やその他監査役の監査に必要な事項の説明や報告を監査役から求められた場合、これに適切に対応する。
- (3) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員から当社または外部の内部通報窓口へ通報・相談されたコンプライアンス上の問題は、内部通報窓口を所管する部署から当社の監査役へ適時・適切に報告する。なお、当該通報・相談をした者に対し、当該通報・相談をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

[その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制]

- (1) 社長と監査役は、定期的な意見交換の場を持つことなどにより、相互の意思疎通を図る。
- (2) 監査計画に基づく監査役の往査・調査の実施にあたっては、対象部署及び子会社は、適切な資料の準備・提供や適切な回答を行うことなどにより、実効性のあるものとなるよう十分な対応を行う。
- (3) 監査役が、会計監査人、内部監査部署と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。
- (4) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次の通りであります。

- ・取締役会を年12回開催し、法令や定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の審議・報告を行いました。
- ・社外取締役の選任により、取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化いたしました。
- ・「コンプライアンス委員会」を年2回、「コンプライアンス連絡会」を年1回開催するとともに、内部通報制度の窓口として「コンプライアンスホットライン窓口」を総務部及び社外の法律事務所に設置し、当社及び子会社におけるコンプライアンス違反の防止に取り組みました。
- ・内部統制室が社内全部署を対象とした内部監査を実施し、法令等の遵守状況、職務の遂行に係る適正性・有効性等の確認を行いました。また、金融商品取引法等の法令に準拠し財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行いました。
- ・監査役会を年4回開催し、監査方針・監査計画の協議や監査状況の報告等を行うとともに、取締役会等の重要な会議への出席や社長との定期的な意見交換などにより、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることの確認を行いました。
- ・監査役は会計監査人及び内部統制室と連携し、社内の全部署の監査や子会社の事業運営状況の確認を行うことにより、当社及び子会社における職務の執行に関する適法性の確認を行いました。

計算書類

貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	72,855	固定負債	13,168
有形固定資産	57,400	長期借入金	5,148
製造設備	827	退職給付引当金	5,781
供給設備	44,296	役員退職慰労引当金	221
業務設備	8,103	ガスホルダー修繕引当金	363
附帯事業設備	2,747	固定資産除却損失引当金	777
建設仮勘定	1,425	器具保証引当金	876
無形固定資産	1,296	流動負債	17,949
借地権	54	1年以内に期限到来の固定負債	1,445
のれん	10	買掛金	4,971
ソフトウェア	1,188	未払金	3,008
その他無形固定資産	43	未払費用	2,863
投資その他の資産	14,159	未払法人税等	613
投資有価証券	9,721	前受金	1,105
関係会社投資	1,745	預り金	357
社内長期貸付金	159	関係会社短期債務	823
関係会社長期貸付金	200	社内預り金	2,721
出資	0	その他流動負債	37
長期前払費用	188	負債合計	31,117
繰延税金資産	1,910	(純資産の部)	
その他投資資金	247	株主資本	61,384
貸倒引当金	△13	資本金	2,754
流動資産	21,841	資本金	2,754
現金及び預金	11,609	資本剰余金	36
受取手形	82	資本準備金	36
売掛金	7,142	利益剰余金	58,690
関係会社売掛金	730	利益準備金	688
未収入金	336	その他利益剰余金	58,002
製品	20	固定資産圧縮積立金	182
原料	32	固定資産圧縮特別勘定積立金	89
貯蔵品	400	特別償却準備金	90
前払費用	468	別途積立金	54,180
関係会社短期債権	100	繰越利益剰余金	3,459
繰延税金資産	155	自己株式	△97
受注工事勘定	724	自己株式	△97
その他流動資産	71	評価・換算差額等	2,195
貸倒引当金	△33	その他有価証券評価差額金	2,195
資産合計	94,697	その他有価証券評価差額金	2,195
		純資産合計	63,579
		負債・純資産合計	94,697

損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位:百万円)

費 用		収 益	
売 上 原 価	34,360	ガ ス 事 業 売 上 高	69,661
期 首 た な 卸 高	16	ガ ス 売 上	69,348
当 期 製 品 製 造 原 価	10,389	事 業 者 間 精 算 収 益	313
当 期 製 品 仕 入 高	24,009		
当 期 製 品 自 家 使 用 高	34		
期 末 た な 卸 高	20		
(売 上 総 利 益)	(35,300)	営 業 雑 収 益	10,979
供 給 販 売 費	27,666	受 注 工 事 収 益	3,794
一 般 管 理 費	4,690	そ の 他 営 業 雑 収 益	7,184
(事 業 利 益)	(2,943)	附 帯 事 業 収 益	3,709
営 業 雑 費 用	10,235		
受 注 工 事 費 用	3,643	営 業 外 収 益	641
そ の 他 営 業 雑 費 用	6,592	受 取 利 息	8
附 帯 事 業 費 用	3,620	受 取 配 当 金	252
(営 業 利 益)	(3,776)	受 取 賃 貸 料	312
営 業 外 費 用	99	雑 収 入	69
支 払 利 息	81		
雑 支 出	17	特 別 利 益	154
		固 定 資 産 売 却 益	154
(経 常 利 益)	(4,318)		
特 別 損 失	78		
固 定 資 産 売 却 損	78		
(税 引 前 当 期 純 利 益)	(4,394)		
法 人 税 等	1,170		
法 人 税 等 調 整 額	87		
当 期 純 利 益	3,137		
合 計	85,146	合 計	85,146

株主資本等変動計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利 益 剰 余 金					利益剰余金計					
		資本準備金	資本剰余金計		その他利益剰余金										
				固定資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮特別 勘定積立金	特別 償却 準備金	別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金							
当 期 首 残 高	2,754	36	36	688	188		146	50,980	4,122	56,125	△ 95	58,821			
当 期 変 動 額															
固定資産 圧縮積立金の取崩				△ 5					5						
固定資産圧縮特別 勘定積立金の積立					89				△ 89						
特別償却準備金の取崩						△ 56			56						
別途積立金の積立							3,200	△ 3,200							
剰余金の配当								△ 571	△ 571			△ 571			
当期純利益								3,137	3,137			3,137			
自己株式の取得											△ 1	△ 1			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）															
当期変動額合計				△ 5	89	△ 56	3,200	△ 662	2,565	△ 1	2,563				
当 期 末 残 高	2,754	36	36	688	182	89	90	54,180	3,459	58,690	△ 97	61,384			

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	3,981	3,981	62,802
当 期 変 動 額			
固定資産 圧縮積立金の取崩			
固定資産圧縮特別 勘定積立金の積立			
特別償却準備金の取崩			
別途積立金の積立			
剰余金の配当			△ 571
当期純利益			3,137
自己株式の取得			△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 1,785	△ 1,785	△ 1,785
当期変動額合計	△ 1,785	△ 1,785	777
当 期 末 残 高	2,195	2,195	63,579

連結計算書類

連結貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)	
固定資産	82,800
有形固定資産	65,648
製造設備	827
供給設備	46,290
業務設備	8,777
その他の設備	8,223
建設仮勘定	1,529
無形固定資産	1,281
その他無形固定資産	1,281
投資その他の資産	15,871
投資有価証券	12,684
長期貸付金	359
繰延税金資産	2,137
その他投資	705
貸倒引当金	△ 16
流動資産	26,333
現金及び預金	15,681
受取手形及び売掛金	8,159
商品及び製品	21
仕掛品	884
原材料及び貯蔵品	457
繰延税金資産	171
その他流動資産	995
貸倒引当金	△ 36
資産合計	109,134

(負債の部)	
固定負債	16,411
長期借入金	5,735
繰延税金負債	3
役員退職慰労引当金	246
ガスホルダー修繕引当金	363
固定資産除却損失引当金	777
器具保証引当金	876
退職給付に係る負債	7,427
その他固定負債	982
流動負債	19,104
1年以内に期限到来の固定負債	1,708
支払手形及び買掛金	5,149
未払法人税等	757
その他流動負債	11,488
負債合計	35,515
(純資産の部)	
株主資本	70,157
資本金	2,754
資本剰余金	36
利益剰余金	67,615
自己株式	△ 248
その他の包括利益累計額	1,214
その他有価証券評価差額金	2,229
退職給付に係る調整累計額	△ 1,014
非支配株主持分	2,247
純資産合計	73,618
負債・純資産合計	109,134

連結損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

費用		収 益	
売上原価	49,606	売上高	87,732
(売上総利益)	(38,126)		
供給販売費	28,422		
一般管理費	4,961		
(営業利益)	(4,741)		
営業外費用	123	営業外収益	656
支払利息	99	受取利息	9
雑支出	23	受取配当金	256
		受取賃貸料	269
		持分法による投資利益	37
		雑収入	83
(経常利益)	(5,274)		
特別損失	78	特別利益	154
固定資産売却損	78	固定資産売却益	154
(税金等調整前当期純利益)	(5,350)		
法人税、住民税及び事業税	1,475		
法人税等調整額	83		
(当期純利益)	(3,791)		
非支配株主に帰属する当期純利益	98		
親会社株主に帰属する当期純利益	3,692		
合 計	88,544	合 計	88,544

連結株主資本等変動計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,754	36	64,494	△ 246	67,038
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 571		△ 571
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,692		3,692
自己株式の取得				△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計			3,120	△ 1	3,118
当 期 末 残 高	2,754	36	67,615	△ 248	70,157

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	4,042	82	4,124	2,160	73,323
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 571
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					3,692
自己株式の取得					△ 1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 1,813	△ 1,097	△ 2,910	86	△ 2,823
当 期 変 動 額 合 計	△ 1,813	△ 1,097	△ 2,910	86	295
当 期 末 残 高	2,229	△ 1,014	1,214	2,247	73,618

独立監査人の監査報告書

2019年2月8日

京葉瓦斯株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

代表社員 公認会計士 本間 哲也 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 福井 俊之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京葉瓦斯株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年2月8日

京葉瓦斯株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

代表社員 公認会計士 本間 哲也 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 福井 俊之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京葉瓦斯株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京葉瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第134期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月14日

京葉瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役 磯 村 章 吾 ㊟
常勤監査役 山 田 英 男 ㊟
社外監査役 加賀見 俊 夫 ㊟
社外監査役 青 柳 俊 一 ㊟

以 上

〈メモ欄〉

招集（通知）

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

トピックス

株主さまへのご案内

〈メモ欄〉

招集（通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

トピックス

株主さまへのご案内

新たな中期経営計画（2019－2021）を策定

当社は2015年11月に中期経営計画（2016－2018）を策定し、ガス小売り全面自由化をはじめとするエネルギー業界における急激な環境変化に対応するため、「エネルギーシステム改革への対応」「保安の高度化と供給基盤の強靱化」「サービス価値の向上」「経営基盤の強化」に全社一丸となって取り組んでまいりました。

パリ協定に基づく温室効果ガスの削減や、シェール革命の進展等、国際的なエネルギー環境が大きく変化している中、国内においては電力・ガスの小売り全面自由化により、関東エリアにも新規参入者の進出が本格化しており、国内外におけるエネルギーを取り巻く情勢はより一層、急激に変化しています。

こうした中、当社はこれまで以上に地域のお客さまとの関係を強化し、お客さまの暮らしに貢献するという社会的な役割を果たすとともに、今後もお客さまに選ばれるために新たな付加価値サービスの充実等に向けた施策を推進していく必要があります。このような認識のもと、今般、新たな中期経営計画（2019－2021）を策定いたしました。

本中期経営計画の策定にあたっては、経営理念のもと3年後のありたい姿「変革と挑戦によりお客さまの豊かで快適な暮らしを支える新しい価値を創造して提供し続けている」ことを目指し、そこに臨んでいく際の基本的な経営の方向性を定め、そのありたい姿の実現に向けた、今後3年間で取り組む施策を示したものです。

当社はオール京葉ガス*一体となって、本中期経営計画の達成に向けて、全力でチャレンジしてまいります。

※オール京葉ガス：お客さまに提供する価値を高めるための当社、グループ会社を含めたビジネスパートナーで構成する連携体制

<事業課題>

1

豊かで快適な暮らしに貢献

お客さまの豊かで快適な暮らしに貢献するため、都市ガス・LPG・電気といったエネルギー供給をはじめ、IoT等を活用した新たな機器・サービスや省エネ・生活関連情報の提供にオール京葉ガスで取り組んでいきます。

(1)

総合エネルギー事業の強化

(2)

お客さまへの新しい価値の提供

2

安心・安全のたゆまぬ追求

お客さまに安全に安心してガスをお使いいただけるよう、保安水準の向上と供給ネットワークの信頼性向上を追求し続けます。

(1)

導管事業の深化

(2)

供給基盤の強靱化・地震防災対策

3

選択と集中による経営基盤の強化

お客さまに信頼して選択していただける企業を目指し、強固な経営基盤を築くためサステナビリティを重視しつつ資本の選択と集中を図っていきます。

(1)

ICT活用の推進によるサービス向上と経営効率化

(2)

経営資源の最大活用とCSR経営の深化

<経営目標>

1

<安定供給・保安の確保に関する目標>

- ガスの製造から消費にかかわる重大事故^{*1}件数ゼロ

- 安定供給と保安の確保に資する設備投資額：3ヵ年合計100億円

2

<営業・サービスに関する目標>

- エネルギー事業におけるお客さま件数 ▶ 都市ガス^{*2}：100万件 ▶ 電気^{*3}：10万件

3

<事業の多様性拡大に関する目標>

- ガス事業以外の売上高100億円

- 新たな事業の立ち上げ2件以上

4

<ICT・人育成に関する目標>

- 付加価値の向上や業務効率化を図るため、ICT活用による生産性の向上、業務の高度化を実現

- 高付加価値人材^{*4}の育成・増強と社員数抑制の両立

5

<経営指標に関する目標>

- 総資産経常利益率(ROA)：3ヵ年平均4.5%以上

※1 当社に起因する人身事故、大規模供給停止、爆発事故等

※2 当社及び卸先事業者さまのメーター取付数

※3 当社の電気を使用している契約件数

※4 定型業務ではなく、事業環境の変化を受けて、状況対応・判断、企画立案・提案等の役割を担うことができる人材

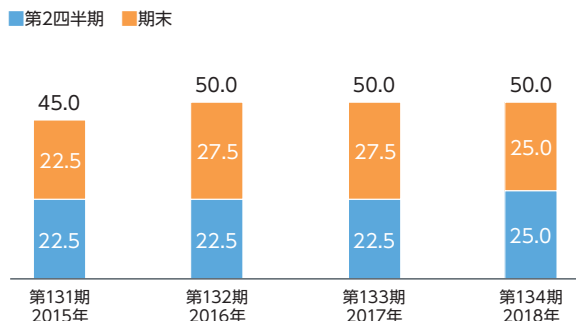
株主さまへのご案内

株式事務のご案内

決算日	12月31日
定時株主総会	3月
配当金受領 株主確定日	12月31日及び中間配当金の支払いを行うときは6月30日
基準日	定時株主総会基準日 12月31日 その他必要があるときはあらかじめ公告した日
公告方法	電子公告により行い当社ウェブサイトに掲載 (https://www.keiyogas.co.jp/) ※ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行い。
上場金融商品取引所	東京証券取引所（市場第二部）
株主名簿管理人 特別口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
郵送物送付先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

配当金

(単位：円)

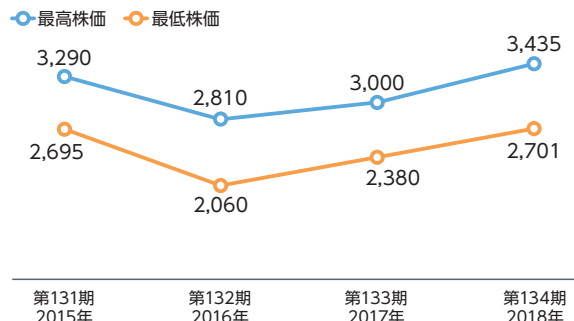


(注) 2016年12月期及び2017年12月期期末配当の内訳
1株につき普通配当22円50銭並びに記念配当5円

当社は、2018年7月1日付で当社普通株式について5株を1株とする株式併合を実施しております。株式併合実施前の配当金及び株価につきましては、株式併合実施後の値に調整しております。

株価（事業年度別最高・最低株価）

(単位：円)



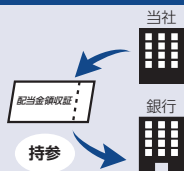
(注) 株価は東京証券取引所（市場第二部）の市場相場による。

配当金のお受け取り方法のご案内

配当金のお受け取りには、以下の3つの方法があります。

現在、①の方法をご利用の株主さまには、お受け取り忘れがなく確実・安全・簡単な、②または③の方法への変更をおすすめします。変更のお手続きに関しましては、以下「株主さまのお手続きに関するお問合せ先」に記載の証券会社等に直接お問合せください。

① 配当金領収証方式



当社が郵送する「配当金領収証」を持参し、取扱銀行で受け取る方法

② 個別銘柄指定方式または登録配当金受領口座方式



ご指定の金融機関口座で受け取る方法
(登録配当金受領口座方式の場合、ゆうちょ銀行の貯金口座は指定できません)

③ 株式数比例配分方式



各証券会社等の保有株式に応じて、各社で開設された口座で受け取る方法

※配当金を取扱銀行でお受け取りの場合は「配当金領収証」に記載の取扱期間内にお受け取りください。

万が一、取扱期間を経過した場合または領収証を紛失された場合は、「みずほ信託銀行株式会社 証券代行部」にお問合せください。

配当金計算書について

配当金お支払いの際に同封している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告の際には添付書類としてご利用いただけますので、大切に保管してください。

なお、配当金を株式数比例配分方式により受領される株主さまにつきましては、源泉徴収税額の計算が証券会社等に行われるため、確定申告時の添付書類につきましては、お取引の証券会社等へご確認ください。

株主さまのお手続きに関するお問合せ先

〔株式を証券会社等の口座にお預けの場合〕

各種お手続きは、お取引の証券会社等にお問合せください。

〔株式が特別口座で管理されている場合〕

特別口座で管理されている株式に関する各種お手続きは、当社株式特別口座管理機関のみずほ信託銀行株式会社にお問合せください。

(お問合せ先)

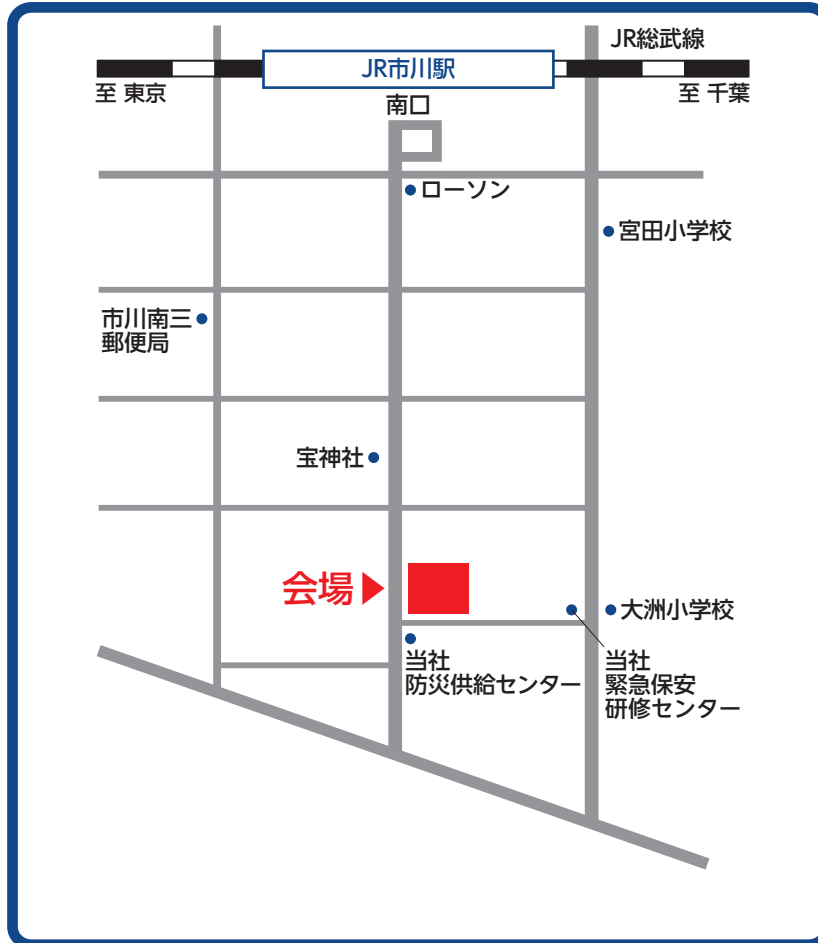
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
TEL 0120-288-324 (フリーダイヤル)

株主総会会場ご案内図

会場

千葉県市川市市川南二丁目8番8号

当会社 本店 電話：047 (325) 4111



■ 交通のご案内：JR総武線 市川駅南口より徒歩約6分



UD FONT

株 主 各 位

会社名 京 葉 瓦 斯 株 式 会 社
 代表者名 代表取締役社長 羽 生 弘
 (コード番号：9539 東証第二部)
 問合せ先 総 務 部 長 三 浦 一 棋
 (Tel047-325-4111)

「第134期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

2019年3月7日にご送付いたしました「第134期定時株主総会招集ご通知」につきまして、一部に誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

【修正箇所】（下線は修正箇所を示します。）

第134期定時株主総会招集ご通知10ページ

株主総会参考書類 第3号議案「取締役10名選任の件」安田 明洋氏の略歴

<修正前>

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
8	やす だ あき ひろ 安 田 明 洋 1965年10月8日 再任	1988年4月 当社入社 2016年4月 当社供給企画部長 <u>2017年3月 当社取締役供給本部長補佐、供給 企画部長兼導管建設部長</u> 2018年1月 当社取締役供給本部長補佐、供給 企画部長（現任）	2,300株
<p>【取締役候補者とした理由】 企画部門・供給部門等において豊富な業務経験を有し、2017年3月から当社取締役を務めており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

<修正後>

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
8	やす だ あき ひろ 安 田 明 洋 1965年10月8日 再任	1988年4月 当社入社 2016年4月 当社供給企画部長 <u>2017年3月 当社取締役供給本部長補佐、供給 企画部長</u> <u>2017年7月 当社取締役供給本部長補佐、供給 企画部長兼導管建設部長</u> 2018年1月 当社取締役供給本部長補佐、供給 企画部長（現任）	2,300株
<p>【取締役候補者とした理由】 企画部門・供給部門等において豊富な業務経験を有し、2017年3月から当社取締役を務めており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

以 上